

一般社団法人 高知県建設業協会建築部会 規程

(目 的)

第 1 条

この規程は、一般社団法人高知県建設業協会(以下「協会」という。)定款第35条の規定に基づき、当部会の必要な事項を定める。

(名 称)

第 2 条

この部会は一般社団法人高知県建設業協会建築部会(以下「建築部会」という。)と称する。

(事 業)

第 3 条

建築部会では、定款第3条の目的を達成するため、同第4条に掲げる事業のうち、建築に関する事業を扱う。

(建築部会員等)

第 4 条

建築部会員は協会正会員のうち、建築部会の目的及び事業に賛同する建築業を営む者で組織する。

2. 建築部会の目的及び事業に賛同する者を建築部会賛助会員とすることができる。

(入会・入会金等)

第 5 条

建築部会に入会又は再入会を希望する者は、建築部会が定める必要書類を、建築部会長に提出しなければならない。

2. 入会又は再入会承認の可否は、建築部会理事会において決定する。その結果は定款に定める理事会に報告しなければならない。

3. 入会を承認された者は、入会金を納めなければならない。但し、再入会の場合は、入会金は免除する。

4. 既納の入会金は、原則としてこれを返還しない。

5. 建築部会賛助会に入会を希望する者は、建築部会が定める必要書類を建築部会長に提出しなければならない。

6. 建築部会賛助会の入会の可否は、建築部会理事会において決定する。

(建築部会役員)

第 6 条

建築部会に次の役員を置く。

(1) 建築部会理事 13 名以内

(2) 建築部会監事 2 名

2. 前項の建築部会理事定数は建築部会の基準による。

3. 建築部会理事の中から建築部会長、建築副部会長、建築部会常任理事を置く。また、建築部会専務理事を置くことができる。

その定数及び選任の方法は建築部会の基準による。

4. 建築部会理事及び建築部会監事は、建築部会が定める選任規程により選出し、建築部会総会の決議によって選任する。

5. 建築部会選出の建設業協会理事・監事は定款に定める理事会に報告する。

6. 建築部会理事の職務及び職権は、定款第 14 条の規定を準用する。

7. 建築部会長に事故等あるとき、前項の規定では業務執行に支障ある場合、建築部会の規定により選任されたものがその職務を代行する。

8. 建築部会監事の職務及び職権は、定款第 15 条の規定を準用する。

9. 建築部会役員任期は、定款第 16 条の規定を準用する。

10. 役員選任に関する規程第 2 条に定める建築部会選出の協会役員は、建築部会役員の中から建築部会理事会の承認を得て選出する。

(建築部会顧問及び相談役)

第 7 条

建築部会に顧問及び相談役を若干置くことができる。

2. 顧問及び相談役に関する必要な事柄は、定款第 20 条の規定を準用する。

(会 議)

第 8 条

建築部会の会議は、建築部会総会、建築部会理事会、建築部会常任理事会とし、必要な事柄は、定款第 5 章から第 6 章の規定を準用する。

2. その他、建築部会理事会の決議により、必要な会議を設けることができる。

(会 計)

第 9 条

建築部会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

2. 建築部会の会計の取扱いは建築部会が定める基準による。会計書類は定款に定める理事会に報告をする。

(建築部会運営費)

第 10 条

建築部会員は、建築部会が定める建築部会運営費を納入しなければならない。

2. 徴収の必要が生じた場合は、建築部会長は建築部会理事会の議を経て決定し、徴収することができる。
3. 既納の建築部会運営費は、原則としてこれを返還しない。
4. 建築部会員が建築部会運営費を滞納した場合は、定款第 7 条及び第 10 条の規定を準用する。
5. 建築部会賛助会員は建築部会が定める会費及び入会金を納入する。

(旅 費)

第 11 条

建築部会役員及び事務局職員が建築部会用務のため出張するときは、建築部会が定める旅費を支給する。

(慶 弔)

第 12 条

建築部会員及び事務局職員の慶弔は、建築部会の基準により金員を贈与することができる。

(建築部会分科会)

第 13 条

委員会の所管事項で建築部会に係る事柄を専門的に調査・研究するため、建築部会分科会等を置くことができる。

2. 建築部会分科会の定数は、建築部会理事会の意見をもとに建築部会長が定める。
3. 建築部会分科会の委員は、建築部会理事会の承認を得て建築部会長が委嘱する。
4. 建築部会分科会の必要な事柄は、定款第 36 条及び委員会規程を準用する。

(附 則)

1. この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。
2. この規程は、平成 26 年 7 月 14 日から施行する。